

石川県留置施設視察委員会

【留置施設視察委員会とは】

警察本部に、留置施設を視察し、その運営に関し、留置業務管理者（警察署長）に対して意見を述べる機関として、視察委員会を置くものとされています。

これは、留置施設の運用状況について透明性を高めるため、部外の第三者から成る機関を設置することとしたものです。

【活動状況】

○ 令和2年度

① 第1回会議（令和2年9月4日）

昨年度は、石川県公安委員会から4人の委員が任命を受けました（任期1年）。会議では、委員長を選任や年間活動計画等の決定がなされました。

② 留置施設の視察（令和2年10月15日、12月9日、12月11日）

県下12留置施設のうち、4施設の視察を行いました。

視察委員から、「新型コロナウイルス感染症対策として、留置施設に面会、接見に訪れた者に対して、検温はしていないのか。感染防止対策として検温を実施したほうが良いのではないか。」という意見が出され、県下、全ての留置施設に非接触型体温計を配付し、感染症予防対策を行いました。

③ 第2回会議（令和3年3月9日）

令和2年度の視察結果等について協議しました。